

人生すくすくガイド

妊娠から赤ちゃん誕生まで

◆保健福祉課 Tel.0254-27-6511 ◆町民課 Tel.0254-27-1952
◆子ども教育課 Tel.0254-27-1965 ◆長寿支援課 Tel.0254-20-7433

妊婦さんのために

■妊娠したら妊娠届

できるだけ早い時期に医師の診断を受け、保健福祉課（町保健福祉センター内）へ妊娠届を出しましょう。必要書類の交付と各種事業のご案内をします。届出の際は、健康保険証・印鑑・マイナンバーのわかるものをお持ちください。

1. 母子健康手帳の交付

妊娠届時に交付されます。お母さんと赤ちゃんの健康の記録として活用してください。

2. 妊婦健康診査受診票の交付

妊婦一般健康診査受診票 14枚

妊婦健康診査の無料券です。妊娠週数に合わせて受診票を使用してください。健診項目以外の検査は実費となります。

3. 妊産婦医療費助成制度

妊婦が病気にかかった場合、支払った医療費の一部を助成します。

赤ちゃんが生まれたら

おめでとうございます。

出生届をはじめ各種の届出などが必要になります。

■出生届について

生まれた日から14日以内に役場町民課窓口へ届出してください。（届出の場所は、出生地、本籍地、住所地または一時滞在地（里帰りしているところ）のいずれかになります。）

下記の申請手続きを行います。

1. 出産育児一時金支給申請

国民健康保険加入者の方（母親）に出産育児一時金を支給します。（社会保険の方は各職場での申請となります。）

2. 子ども医療費助成制度

0歳から高校卒業年度の3月31日まで、医療費の一部を助成します。出生届（役場町民課）の際に申請してください。

※手続きに必要なもの

・健康保険証 ・印鑑 ・母子健康手帳

■国民健康保険の加入手続き

国民健康保険の加入者については、お子さんが生まれたときに加入しましょう。印鑑と保険証を持参のうえ、役場町民課で手続きを行ってください。

■児童手当の認定請求

生まれた日の翌日から起算して、15日以内に申請してください。申請が遅れた場合、支給できない月が生じてしまう場合があります。

※手続きに必要なもの

- ①請求書（父母どちらもいる場合、生計維持の程度が高い方）の健康保険証
- ②印鑑
- ③預金口座のわかるもの（請求者の名義）
- ④（第1子出生または転入の場合）請求者と配偶者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードもしくは通知カードおよび申請者の本人確認書類（運転免許証など））

※手続き先 子ども教育課

詳細は次ページ「児童手当」をご覧ください。

■健やか子育て誕生祝金

出産した方または親権者に誕生祝金を支給します。ただし、1年以上町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方です。当該乳児以前に出産した子が死亡しているときは、生存する子の順位とします。

*支給額

- ・第1子～第3子 50,000円
- ・第4子 100,000円

■健やか子育て支援金

第4子以降で義務教育就学前の乳幼児を養育する親権者に支給します。ただし、1年以上町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方。

*支給額 5,000円（月額）

■新生児聴覚検査費用の助成

保険外の新生児聴覚検査に要した費用に対して6,000円まで助成します。ただし、検査費用がこれに満たないときは、その額とします。

※手続きに必要なもの

- ①医療機関が発行する領収書および明細書
- ②母子健康手帳（聴覚検査の結果が確認できるもの）の写し
- ③印鑑（認印）
- ④通帳など振込先口座がわかるもの

※手続き先 保健福祉課（町保健福祉センター内）

■**予防接種料の助成**

任意予防接種料の助成を行います。詳細は次ページ「予防接種」をご覧ください。

■**新生児・産婦への訪問**

生後1か月までに、助産師が訪問します。

■**2か月児訪問・就園前の転入児訪問**

地区担当の保健師が訪問します。

■**妊娠からお子さんの健診まで**

※各事業の案内や問診票は、事前に郵送されます。
各日程は広報や町ホームページにも掲載します。

	事業名	対象
妊婦期	マタニティ教室	妊娠 5~7 か月頃の妊婦
お子さんの健診	乳児健診	4か月・7か月児
	育児学級	4~5か月児
	1歳2か月児むし歯予防教室	1歳2~3か月児
	1歳6か月児健診	1歳6~7か月児
	2歳児親子歯科健診	2歳0~1か月児
	2歳6か月児歯科健診	2歳6~7か月児
	3歳児健診	3歳0~1か月児
	3歳6か月児歯科健診	3歳6~7か月児

■**あそび教室**

あそびを通してしっかり子どもと向きあい、母と子の愛着関係を形成する場です。

■**児童手当**

児童手当は、中学校修了前の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方に支給されます。出生・転入などにより新たに受給資格が生じた場合や、転出などにより新たに受給資格がなくなった場合は手続きが必要です。

児童手当は、原則申請の翌月分から支給されます。ただし、月末の出生・転入などで月内に申請することができない場合は、出生日・転出日の翌月分から支給されます。

* **受給対象者**

中学校修了前の児童を養育し、聖籠町に住民登録のある方。父母がともに児童を養育している場合は、原則として生計中心者（恒常的に所得の高い方）が対象となります。

* **支給手当月額（1人あたり）**

対象となる児童の年齢等	所得制限 限度額未満	所得制限限度額 以上(特例給付)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳~小学生(第1、2子)	10,000円	
3歳~小学生(第3子以降)	15,000円	
中学生	10,000円	

※児童手当でいう第1子、第2子、第3子とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもの中で、何番目にあたるかを表します。

* **支給月** 2月・6月・10月にそれぞれ前月分までが支給されます。

* **手続きに必要なもの**

前ページ参照してください。

※このほかに必要な書類がある場合は、窓口でご案内します。

※手続き先 子ども教育課

■**児童扶養手当**

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の、生活の安定と自立の促進のために支給する手当です。

支給された手当は、児童の健全な育成のために使わなければいけないものとされています。

* **手当の額**

区分	令和2年4月~
全部支給	月額 43,160円
一部支給	月額 43,150円~10,180円

上記は、対象児童が1人の場合の手当額です。物価スライドにより改定されることがあります。

一部支給額は所得額に応じて決定されます。

児童が2人の場合は、上記金額に以下の額が加算されます。

2人目	全部支給	月額 10,190円
	一部支給	月額 10,180円~5,100円
3人目以降	全部支給	月額 6,110円
	一部支給	月額 6,100円~3,060円

* **支給月** 1月・3月・5月・7月・9月・11月

* **手続きに必要なもの**

- ・申請者および対象児童の戸籍謄本
- ・申請者名義の預金通帳
- ・世帯全員分のマイナンバーの通知カードおよび来庁される方の身分証明書（もしくはマイナンバーカード）
- ・印鑑
- ・年金手帳

このほかに請求事由により書類が必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※手続き先 子ども教育課

■**ひとり親家庭等医療費の助成**

児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）がいるひとり親家庭の父、母、養育者、子が、病院などで診察を受けたときの医療費の一部を助成します。（※所得制限あり）

予防接種

接種対象者には「予防接種のお知らせ（予診票）と説明書」を個人通知でお知らせします。対象年齢を過ぎると自費となりますのでご注意ください。

■乳幼児・学童・生徒の定期予防接種の一覧表（無料）

種類		接種対象者		接種方法
BCG		1歳未満		1回接種
四種混合	1期 (DPT-IPV)	初回	生後3か月～7歳6か月未満	20～56日(3～8週)の間隔において
		追加		3回接種
二種混合		11歳～13歳未満		1回接種
麻しん・風しん (MR混合ワクチン)		1期	生後12か月～24か月未満	1回接種
		2期	5歳以上7歳未満(こども園年長児)	1回接種
日本脳炎(注)		1期 初回	生後6か月～7歳6か月未満	6～28日(1～4週)の間隔において
		1期 追加		2回接種
		2期	9歳以上13歳未満	1回接種
ヒブワクチン		初回	生後2か月以上5歳未満	27日以上の間隔において3回接種
		追加		1回接種
小児用肺炎球菌		初回	生後2か月以上5歳未満	27日以上の間隔において3回接種
		追加		1回接種
水痘(水ぼうそう)		1歳～3歳未満		2回接種(3か月以上の間隔)
B型肝炎		初回	出生後～1歳	27日以上の間隔において2回接種
		追加		1回接種

(注) 接種の積極的干渉の差し控えにより平成9年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方は20歳までの間は定期接種として受けることができます。

■任意の予防接種助成一覧表

接種が終わりましたら、保健福祉課(町保健福祉センター内)で手続きを行ってください。手続きには印鑑・医療機関の領収書・母子手帳・振込先の口座番号が確認できるものが必要になります。

種類	助成期間	助成対象者		助成内容
ロタウイルス	通年	ロタリックス	生後6週～24週の乳児	7,500円(上限)×2回
		ロタテック	生後6週～32週の乳児	5,000円(上限)×3回
インフルエンザ	10月～3月	接種日で生後6か月～中学生		生後6か月～小学生 年度2回(1回上限1,500円の助成)
		妊婦		中学生 年度1回(上限1,500円の助成)
おたふく風邪	通年	接種日で1歳～就学前		1回(上限2,000円の助成)
高齢者肺炎球菌ワクチン	通年	65歳以上		1回(上限3,000円の助成)

■里帰り出産などにより、県外で定期接種を受けた場合

接種が終わりましたら、保健福祉課(町保健福祉センター内)で手続きを行ってください。手続きには印鑑・医療機関の領収書・母子手帳・振込先の口座番号が確認できるものが必要になります。

保育園

◆子ども教育課

親の共働きまたは家族の病気などにより、家庭で保育できない場合、親に代わって保育します。

■入園できる児童

- * 聖籠こども園
 - * 聖籠はじめ保育園
 - * まごころ保育園せいらう
 - * まごころ保育園ひがしこう
- 生後2か月から2歳児までの乳幼児

■保育時間

- * 聖籠こども園
 - * 聖籠はじめ保育園
 - * まごころ保育園せいらう
 - * まごころ保育園ひがしこう
- 午前7時～午後7時

■休園日

日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

■入園受付

次年度の4月から10月の入園の受け付けは、毎年秋季発行の広報せいらうでご案内します。定員に余裕がある場合は、随時募集を行います。

■提出書類

入園申請書・家庭調査票・勤務証明書など
提出先は、子ども教育課です。

■入園決定

2月上旬に入園合否決定の通知をします。

■保育料

父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の所得税、町民税の課税額により決定します。（0円～40,400円）

●そのほか詳しくは、子ども教育課子ども・子育て支援係保育所担当までお問い合わせください。

■一時保育事業

◆聖籠こども園 TEL0254-27-3322

聖籠こども園では、子育て支援事業として「一時預かり」を行っています。保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、ご利用ください。

*対象

聖籠町に住所を有し、生後7か月以上から小学校就学前までの乳幼児

*利用条件

- (1)保護者の傷病、災害、自己、出産、看護、介護および冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により、緊急かつ一時的に家庭における保育が困難となる場合
- (2)保護者の労働、職業訓練、修学などにより断続的に家庭における保育が困難となる場合
- (3)その他、特別な事情で保育が困難な場合は、園にご相談ください。

*利用できる日時

月～土曜日（祝日、年末年始を除く聖籠こども園の開園日）
午前7時から午後7時まで

*利用できる日数 月14日まで

*利用料金など

- (1)利用料
- | | | | |
|--------|---------------|----|-------|
| ・満1歳未満 | 4時間半を超える場合 | 1回 | 2500円 |
| ・満1歳未満 | 4時間半以内 | 1回 | 1250円 |
| ・満1歳以上 | 4時間半を超える場合 | 1回 | 2000円 |
| ・満1歳以上 | 4時間半以内 | 1回 | 1000円 |
| ・延長料金 | 午後4時31分を過ぎた場合 | 1回 | 100円 |

(2)給食費 1食 200円

給食希望の方は利用日前週の火曜日までに申し込みをお願いします。

それ以外の場合はお弁当を持参していただきます。

*利用方法

直接聖籠こども園にお申し込みください。
（午前8時30分～午後7時）

*申し込みが多数の場合、利用をお断りさせていただく場合があります。

*必要なもの

申請書、健康保険証、印鑑、利用料、生活票（年度内に始めて申し込む方）

※申請書、生活票は聖籠こども園にあります。

■病児・病後児保育事業

町では、就労などにより、病期中（病児）または病気回復期（病後児）にある児童を家庭で保育ができない方を対象に、医療機関内に付設された施設において一時的な保育事業を実施します。

*対象児童

- ①町に住所を有する小学6年生までの児童
 - ②病期中・病気回復期のため、集団保育などが困難な児童
 - ③保護者の就労などにより、家庭での保育が困難な児童
- ※①～③のすべての条件を満たす児童

*利用可能日時

- ①月～金曜日の午前8時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日および12/29から1/3日は休業）
- ②利用可能日数は、原則として1病気につき連続7日（土日・祝日を除く）まで

*対象疾患

児童が日常かかりやすい病気（かぜ、消化不良）、感染症の病気（麻しん、風しん、水ぼうそうなど）、慢性の病気（ぜんそくなど）、その他（やけど、骨折などの外傷性疾患）

（注）病後児保育については、回復期にあり感染力はないが体力などもなく、まだ集団保育ができないと医師などが判断した場合に限る。

*受入可能児童数 3人

ただし、感染症などの蔓延時においては、大変込み合うことが想定されることから、利用できない場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。

*利用料

1利用ごとに2000円（医療機関に受診した場合は別途料金が必要）。ただし、次の世帯には減免措置があります。（利用時に証明書の提出が必須）

- ①生活保護世帯は無料（生活保護法による保護受給証明書の提出が必要）
- ②町民税非課税世帯は1000円（町民税の課税証明書の提出）

※利用料は、利用した日に施設へ直接納入していただきます。

*当日利用時に必要なもの

- ①利用申込書
- ②利用連絡票（かかりつけの医療機関などから交付されたもの）
- ③減免を希望される場合は減免決定通知書
- ④子どもの朝の様子（記入票）
- ⑤その他（処方された薬（お薬手帳）、昼食・おやつ・飲み物（水以外の場合は、薬服用のための水も持参）、箸、フォーク、スプーン、エプロン、おしぼり、歯磨きセットなど、おもちゃ（お子様が日常愛用していて安心するおもちゃ）、DVDなど、着替えとタオル、ビニール袋、オムツ（販売しています。詳しくは保育園にお問い合わせください）

※申込用紙などの必要書類は、聖籠あおい保育園および子ども教育課に用意しています。

***実施施設 新潟聖籠病院内「聖籠あおい保育園」
聖籠町大字蓮野 5968-2 TEL025-256-1010**

■子育て支援事業

聖籠こども園では、子育て支援事業としてすくすくサロン「さくらんぼ」を開催しています。在宅で子育てをしているすべての親子が対象です。

お子さんの遊び場として、お家の方の仲間づくりや出会いの場として園を開放しています。

- ・ **開放日時** 月曜日～土曜日（祝祭日・お盆・年末年始は除く）午前8時30分～11時30分/午後3時～5時
※日程の詳細については毎月のおたよりでお知らせします。
- ・ **費用** 無料
- ・ **内容**
 - ◆親子あそびを通して、親子のつながりを深めながら、お子さんの感性や能力を伸ばします。
 - ◆いろいろな人とかわりながら、情報交換や仲間づくりを行う場です。
 - ◆子育ての悩みごとなどを相談できる場です。
 - ◆子育てに役立つ情報がたくさんあります。
- ・ **主な内容**
 - ※測定日・お話タイム（毎週火曜日）
 - ◇第1火曜日…0歳児から1歳6か月児
 - ◇第2火曜日…1歳7か月児以上
 - ◇第3火曜日…絵本や紙芝居の読み聞かせ
 - ※子育て相談
 - ◇第1火曜日または随時応じています。
 - ※親子ふれあいタイム
 - ◇毎月2回・各年齢や縦割りの年齢でふれあって遊びます。（行事・制作・リズムなど）
 - ※お父さんもおいでよ
 - ◇毎週土曜日・お父さんも一緒に親子で遊びましょう。
 - ※離乳食試食会
 - ◇毎月1回・前期、中期、後期離乳食児を対象に行います。
 - ※その他
 - ◇季節の行事（春の会・七夕会・秋の会・クリスマス会・ひなまつり会など）や講話（看護師や栄養士の講話・親子体操・救急教室・交通安全教室など）も予定しています。
 - ※絵本の貸出を行っています。
 - ◇大人向けの雑誌や子ども向け絵本の貸し出し

こども園（幼稚園）

◆子ども教育課

■こども園の概要

平成 17 年から、聖籠町立幼稚園が聖籠町立こども園と名称を変え、保護者のニーズにあった保育時間を選択できるようになりました。保育料は、保育時間によって決まります。通常保育（月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分～午後 3 時）は幼稚園教育を実施し、早朝・延長保育・土曜保育・長期休業保育は希望に応じて行っています。

預かり保育は、異年齢と家庭的な雰囲気のなかで、安全な保育支援を心がけています。

■閉園日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

■名称と通園区域

名称	住所／電話	園区
蓮野こども園	蓮野 1930-1 0254-27-8533	蓮野小学校区
蓮潟こども園	蓮潟 2890-2 0254-27-5015	山倉小学校区
亀代こども園	次第浜 2963 0254-27-8361	亀代こども園

■入園資格

聖籠町に在住している 3 歳児から小学校就学前までの幼児。

■保育時間と保育料

保育料は保育時間で決まりますので選択区分 1～6 の中から 1 つ選ぶことになります。

土曜保育は保育を希望する時間をお知らせください。

選択区分	保育区分	保育料(月額)	
		通常	8月のみ
1	通常保育 (8:30～15:00)	0 円	4,000 円
2	長時間保育 (8:30～17:30)	1,000 円	5,000 円
3	長時間＋延長保育 (8:30～19:00)	2,000 円	6,000 円
4	早朝＋長時間＋延長保育 (7:00～19:00)	2,500 円	6,500 円
5	早朝＋長時間 (7:00～17:30)	1,500 円	5,500 円
6	早朝＋通常保育 (7:00～15:00)	500 円	4,500 円
一時預かり保育 (土曜含む) 7:00～19:00	4 時間未満	200 円／日	
	4 時間以上 7 時間未満	300 円／日	
	7 時間以上	400 円／日	
長期休業日保育 7:00～19:00	夏休み: 7/25～31 (一時預かり)、8/1～31 (選択区分) (一時預かりも可) 冬休み: 12/25～1/7 (一時預かり) 春休み: 3/26～4/5 (一時預かり)	上記の 8 月選択区分または一時預かり保育料のとおり	

■聖籠町そだちの家

蓮潟こども園の敷地内にある、預かり保育で使用している施設です。

こども園が使用していない時間帯は、交流施設として一般の方も利用できます。

開館時間	料金	施設内容
月曜から金曜日の 午前 9 時から午後 2 時（年末年始を 除く）	有料 (2 時間 1,000 円)	平屋建て 大広間 70 畳

小・中学校

■小・中学校への新入学の案内

入学予定者の保護者に、入学する年の 1 月末に、保護者あてに就学通知書を送付します。

就学通知書が届かないなど不明な点がありましたらご連絡ください。

■入学前健康診断

入学前年の 9 月中に、住民基本台帳をもとに翌年入学の対象となる児童の保護者あてに「就学時の健康診断の通知書」が送付されます。健康診断は、9 月中旬から 10 月にかけて行われます。

指定された学校で必ず受けてください。

■転入学の手続き

居住地によって通学区が決まっていますので、住民票の異動届をした後、子ども教育課で手続きを行ってください。

■小学校・中学校一覧表

学校名	所在地	電話番号
蓮野小学校	蓮野 1687	0254-27-2508
山倉小学校	山倉 688	0254-27-2504
亀代小学校	次第浜 4614	0254-27-2029
聖籠中学校	蓮潟 366-1	0254-27-7080

就学援助制度

経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、教育費などの一部を援助します。

■就学援助を受けることができる方

小・中学校に通学している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに当てはまる方

- ・生活保護を受けている方
- ・生活保護を受けている方に準ずる程度に生活が困難である方

■援助費目

- ・学用品費
- ・通学用品費
- ・新入学児童生徒学用品費
- ・修学旅行費
- ・学校給食費
- ・生徒会費
- ・PTA会費

※生活保護を受けている方は、「修学旅行費」のみ。

■申請時期

6月・9月

給食の実施

こども園（幼稚園）・小学校・中学校では、給食を実施しています。給食費は、8月を除く毎月保護者から次の月額で納めていただきます。年度末に一食あたりの額に給食回数を乗じて精算します。また、こども園では夏季長期休業期間中に保育を希望された園児には特別に給食を実施しています。

こども園児	月額4,200円(1食あたり235円)
小学生	月額4,700円(1食あたり270円)
中学生	月額5,300円(1食あたり320円)

教育、子どもに関する相談

■適応指導教室（フレンドルーム）

不登校などで学校生活に適応できない児童生徒に対して、学校と異なった環境の中で教育相談や体験活動などを実施し、児童生徒の自立や集団生活への復帰を援助、指導しています。

開設場所： 聖籠町大字諏訪山 1560 番地 3
結いハート聖籠内（Tel27-3977）

開設期間： 祝日・長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）
を除く月曜日から金曜日まで

開設時間： 午前9時30分～午後3時

■子ども家庭相談センター（子ども教育課内）

概ね18歳未満の子どもとその家族などを対象に、子どもに関する相談に適切かつ迅速に対処しています。

開設日： 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

開設時間： 午前8時30分～午後5時15分
Tel0254-27-7082

育英資金貸与制度

町では、将来を担う人材育成を目的として、大学から各種専修学校までの幅広い学生を対象に、育英資金の貸与制度を設けています。

■貸与を受けることができる方（次の事項すべてに当てはまる方）

- ・聖籠町に2年以上住所のある方の子弟
- ・大学、短期大学、高等専門学校、各種専修学校の専門課程の入学生または在学生
- ・修学に十分たえ得る方で、成業可能と思われる方
- ・経済的理由により修学が困難な方
- ・聖籠町育英資金の貸与を一度も受けていない方
- ・（独）日本学生支援機構・地方公共団体などの他の奨学金を受けていない方または受ける予定のない方

■貸与の額

* 貸与月額

自宅からの通学…4万円以内

自宅外からの通学…6万円以内

* 一時金（入学年度に限る）

大学…50万円以内

短期大学・高等専門学校・各種専修学校
…30万円以内

■貸与期間

貸与決定の月から卒業までの最短年度まで

■育英資金の返還

育英資金は、貸与期間終了後1年間の猶予期間を置き、最長10年以内に年賦または半年賦で返還していただきます。また、繰り上げ返還をすることもできます。

なお、この育英資金には利子は付きません。

児童クラブ・児童館

◆子ども教育課 TEL0254-27-1965

児童クラブ

昼間保護者などが就労または病気などで、児童の保育ができない家庭の小学1年生から6年生までの児童を対象に、遊びを通じて児童の健全育成を推進するもので、安心して子どもを産み育てることができるよう町内の3施設で運営しています。指導員が学校の宿題・工作活動・遊びの指導を行っています。

利用については、登録制による通常入会のほか急な仕事、病気、冠婚葬祭などで児童の面倒が見れなくなった場合に利用できる緊急一時入会事業があり、緊急一時入会事業は月8日を限度に利用が可能となっています。

■開設時間など

平日：午後1時～6時まで

土曜：午前7時30分～午後6時まで

学校長期休業日：午前7時30分～午後6時まで

就労の都合により、最大午後7時まで利用可能

*利用対象者

小学1年生～6年生

*費用

○通常入会者 月5,000円

○一時入会者 4時間未満 200円

4時間以上 300円

*開設場所

蓮野児童クラブ 蓮野 1510

山倉児童クラブ 桃山 753 (山倉小学校敷地内)

亀代児童クラブ 次第浜 4614-1 (亀代小学校敷地内)

児童館

楽しい遊びや地域活動を通して子どもたちが健やかに成長できるようにお手伝いをする施設です。

■開館日および時間

*亀塚児童館 毎週月曜～土曜日

(祝日・8/13～15、12/29～1/3を除く)

※上記のほか、必要に応じて開館します。

■対象

乳幼児～18歳未満の児童など

児童館名	所在地	電話番号
亀塚児童館	亀塚 21-7	0254-27-2478

大人になったら

成人式

◆社会教育課 TEL0254-27-2121

聖籠町の成人式は、帰省時期にあわせ、毎年8月に開催しています。成人を迎えられた皆さんの門出を祝福します。

*開催日 8月 (詳細な日程は社会教育だよりなどでお知らせします。)

*会場 聖籠町文化会館

*対象者 開催年の年度中に21歳を迎える聖籠中学校の卒業生および町内在住者に、事前に案内文書を郵送します。

国民年金

◆町民課 TEL0254-27-1952

■20歳になったら国民年金の加入手続きを

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人で、厚生年金に加入していない人は、すべて国民年金に加入することになります。20歳を迎えた方には、日本年金機構からお知らせが届きます。

国民年金の資格取得や喪失、種別変更などがあった場合は、必ず町民課へ届出してください。

・加入者(被保険者)は次の3種類(強制加入)

種類	加入期間	対象者
第1号被保険者	20歳～60歳未満	自営業、農林漁業、自由業、学生などで、現在、厚生年金保険や共済組合に加入していない人、サラリーマンの奥さんなどで収入があって、ご主人などに扶養されていない人
第2号被保険者	70歳未満	厚生年金加入者(船員を含む)、共済組合員
第3号被保険者	20歳～60歳未満	第2号被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの奥さんなど)

■国民年金保険料は

20歳から60歳までの40年間保険料を納めることになっています。

10年以上納めないと老齢基礎年金は受給できません。納め忘れのないようにしてください。

また、所得の少ない人や病気・けがなどで、保険料を納めることが困難な人は、申請により保険料の納付が免除される、免除制度があります。

免除された期間は、年金を受ける権利が保証されますが、年金額はその間減額されます。ゆとりができ、免除期間の保険料を後で納めたいときは、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

■口座振替制度

保険料は、金融機関から口座振替できます。口座振替は、わざわざおさめに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。手続きは、預金通帳と届出印を持って、お近くの金融機関(郵便局も含む)で行ってください。

■各種住民健診

毎年1月下旬～2月上旬に各世帯に住民健診の申込書を配布し、回収します。申し込みは、随時電話でも受付します。住民健診時期の一か月前に、申込者へ受診案内を発送します。

●各種住民健診一覧表 ※健診日程・会場・各料金はお問い合わせください。

	種類 (対象年齢)	説明
総合健診(各種健診・検診を同日同会場で受けられます)	胸部レントゲン検診 (40歳以上)	結核・肺がんの検査です。65歳以上の方は、感染症法により義務付けられています。病院等で受ける予定のない方は町で受けましょう。40歳以上の方は肺がん検診として受けましょう！
	肺がん検診 (40歳以上)	喀痰検査です。40歳以上でアスベスト等を扱うお仕事をされていた方、50歳以上でタバコを多く吸われる方が対象です。レントゲンでは写りにくい部位のがんを発見するために、3日間痰をため、培養して検査します。※必ずレントゲン検査と併用で検査します。
	特定健診 (20歳以上)	循環器系の検査です。問診・尿検査・身体計測・腹囲測定・血液検査・心電図・眼底検査などを実施します。糖尿病や高血圧などの生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣の見直しや重症化予防に役立てましょう。
	肝炎ウイルス検診 (40歳以上)	日本では、B型・C型肝炎ウイルス感染による肝炎患者が多く、感染していても、自覚がない方が多数存在すると推定され、少なくとも1回は検査を受ける必要があります。過去に受けたことのない方は、この機会にぜひ受けましょう。健診会場で申し込みを受け付けます。
	胃がん検診 (40歳以上)	バリウムを飲んで、レントゲン写真を撮ります。胃がんの死亡率は、男性が女性の約2倍です。40歳を過ぎたら、年に1回必ず受けましょう。
	大腸がん検診 (40歳以上)	大腸からの出血の有無を便で検査します。近年、日本人の食事内容の欧米化に伴い、大腸がんが急増しています。40歳を過ぎたら、年に1回必ず受けましょう。
	前立腺がん検診 (50歳以上男性)	前立腺がんは、男性ホルモンがやや低下してくる50歳を越える頃から増加します。検査は、簡単な血液検査で、前立腺特異抗原(PSA)を調べます。健診会場で申し込みを受け付けます。
女性の検診	子宮頸がん検診 (20歳以上女性)	子宮頸がんは、最近20～30歳代からの発見が目立ちます。早期発見すれば、レーザー治療でその後の妊娠・出産も可能です。前年度受けた方は、翌年度連続して受診はできません。20歳から2年に1回検診を受けましょう。検診車による集団健診と、契約している医療機関による個別検診があります。問診・視診・細胞診を行います。
	乳がん検診 (40歳以上女性)	乳房のマンモグラフィ撮影を行います。40～50歳代の乳がん発生率は、この20年間で2倍に増加しています。前年度受けた方は、翌年度連続して受診はできません。40歳以上の方は、自己検診はもちろん、2年に1回はマンモグラフィ検査を受けましょう。
その他	成人歯科健診 (40～70歳の5歳刻み年齢) 後期高齢者歯科健診 (76歳・80歳)	むし歯と歯周病の予防には歯磨きなどの毎日の口腔ケアと定期検診が欠かせません。また、口腔機能の低下は、糖尿病の発症リスク、認知症の発症リスクを高めることがわかっています。町内の指定歯科医院で口腔内検査・問診・歯科保健指導が受けられます。この機会にぜひ受診しましょう。

■健康教育・健康相談・各種教室など

聖籠町の健康課題を住民の皆さんと共有し、健康づくりにつながるよう健康教育や健康相談を実施します。保健師、管理栄養士等が各地区へ出向きます。

■家庭訪問

皆さんのお住まいの集落には、地区担当保健師がいます。健診結果についての相談、生活習慣病等疾病予防のための相談、医療や介護の相談、こころの健康、家族の健康のことなど何でもご相談ください。また、栄養相談も個別に応じて、管理栄養士が対応します。併せてご活用ください。

■大人の予防接種について

定期接種については、町広報や個別通知でお知らせします。任意接種の助成制度および緊急対策的に実施されている定期接種については、町広報や個別通知でお知らせします。詳しくはお問い合わせください。

定期接種の種類	期間	対象者	自己負担
季節性インフルエンザワクチン	10月～3月	1. 65歳以上の者 2. 60歳以上 65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者	有
高齢者肺炎球菌ワクチン	通年	1. 65歳の者 2. 60歳以上 65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者 ※1および2の者であっても、これまでに肺炎球菌ワクチンを接種し、町の助成を受けている者は除く	有

■献血

皆さんが病気になったり、事故にあわれたりしたときの治療に使われる輸血用血液は、すべて善意の献血で得られた血液で賄われています。

役場での献血は、年2回実施しています。献血へのご協力をお願いします。

60 歳になったら

国民年金の受給

◆町民課 TEL0254-27-1952

■国民年金で支給する年金は

* 老齢基礎年金

保険料を納めた期間（免除期間を含む）が 10 年以上ある人に 65 歳から支給される年金です。

希望により繰り上げ、または繰り下げて受給することもできますが、繰り上げて受給するといろいろ制限がありますのでご注意ください。

その他に

- ・障害基礎年金
- ・寡婦年金
- ・遺族基礎年金
- ・死亡一時金

などがありますが、詳しくは役場町民課にお問い合わせください。

■年金を受ける手続きは

年金を受給するには、受ける権利があるかどうかを確認する裁定を受けなければなりません。町民課で手続きをしてください。厚生年金や共済年金に加入したことがある人は、新発田年金事務所（TEL0254-23-2128）で手続きをしてください。支給が決定すると、年金証書が送られてきます。

■年金を受けている人は

戸籍などに異動があったときは、届出が必要となります。

後期高齢者医療制度

◆町民課 TEL0254-27-1952

■後期高齢者医療

平成 20 年 4 月から、75 歳以上の方を対象とする独立した医療保険制度として「後期高齢者医療制度」が創設され、75 歳以上の方は、「後期高齢者医療制度」の加入者（被保険者）となります。

* 対象者

- ・75 歳以上の方（申請不要）
- ・65 歳から 74 歳までの一定の障がいのある方（申請必要）

対象者は、現在加入している国民健康保険や社会保険などの健康保険から後期高齢者医療制度に移行することになります。

* 保険証

対象となる方には、新しい保険証がひとりに 1 枚交付されます。

お医者さんにかかるときは、町民課から届く保険証を医療機関に提示してください。

* 医療の給付

医療機関窓口での自己負担額は、1 割負担（現役並み所得者は 3 割）です。

高額療養費の自己負担限度額など、これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。

* 保険料

保険料額は、加入者の前年中の所得などに応じて個人単位で計算されます。

現在加入している医療保険の保険料の負担はなくなり、後期高齢者医療保険料を支払います。

保険料の支払いは、加入者全員が個人単位で納めます。原則として年金からの天引きとなります。

* 助成

人間ドックの助成を受けられます。

助成額 10,000 円を上限

申請方法 受診機関の領収書、健診結果、印鑑、振込先がわかるものを用意して町民課窓口で申請してください。

敬老会

町では、長年社会に貢献されたお年寄りを敬い感謝するため、75 歳以上（令和元年度から 71 歳以上とし、毎年 1 歳ずつ引き上げ、令和 5 年度から 75 歳以上とします。）の皆さんを対象にして、敬老会を開催しています。

対象者は、75 歳以上の人と開催年の年度中に 75 歳を迎える人です。対象者の方には地域の老人クラブ等を通して案内状をお届けいたします。

* 開催日 毎年 9 月中旬の平日

* 会場 町民会館

シルバー人材センター

◆新発田地域シルバー人材センター聖籠事務所

TEL0254-27-1644

シルバー人材センターは、定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と、福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした公益法人です。

■こんな仕事をしています

センターでは、地域における日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を、一般企業、家庭、役場などから有償で請け負っています。

主に庭木の剪定・雪囲い、襖・障子はり、大工仕事、清掃・除草、雑役などの仕事を請け負っています。

■あなたも健康維持のため会員になりませんか

聖籠町在住で、概ね 60 歳以上の健康で働く意欲のある方ならどなたでも会員になれます。会員の希望や能力に応じて仕事を提供し、その実績に応じて配分金を支払う仕組みになっています。

まだ働ける、働きたいと思っている皆さん、シルバー人材センターにお問い合わせください。